

亀山市告示第59号

地方税法（昭和25年法律第226号）第410条第1項の規定により平成27年度に係る固定資産の価格等を決定し、同法第411条第1項の規定により固定資産課税台帳に登録した。

なお、納付すべき固定資産税に係る固定資産について当該固定資産課税台帳に登録された価格について不服がある固定資産税の納税者は、同法第432条第1項の規定により、平成27年3月31日から納税通知書の交付を受けた日後60日までの間において、文書をもって、亀山市固定資産評価審査委員会に審査の申出をすることができる。

平成27年3月31日

亀山市長 櫻井 義之